

○ 記載上の留意事項

1. 当該届は、異動の日（翌日起算）から7日以内に、郵便等によらず直接届出してください。
なお、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は該当しなくなったときにあつては、法第19条の8第1項又は第2項の規定による通知を受けた日（翌日起算）から7日以内となります。
2. 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
3. 政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者が異動した場合、**枠外の記載はそれぞれ異動後（新）の内容で記載**してください。
4. □には、該当するものに「✓」を記入してください。
5. 異動のあった事項のみ記入し、**異動のない事項については記入しない**てください。
6. 団体名称は、政党又は政治資金団体と類似する内容で届け出することはできません。
7. 「主たる事務所の所在地」欄は、例えば「神戸市中央区下山手通〇丁目〇番〇号〇号室（〇〇方）」というように詳細に記載してください。
8. 「生年月日」欄は、該当する年号を○で囲んでください。
9. 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人物が兼ねることはできません。
10. 規約等や被推薦書など、設立届に添付した書類の内容に異動が生じた場合、異動後の内容で書類を再提出してください。特に、政治団体の名称、主たる事務所の所在地を異動した場合、規約等の変更が必要となることが多いので注意してください。
また、政党支部がその主たる事務所の所在地を異動した場合、異動後の内容で支部証明書を再提出してください。
11. 課税上の優遇措置の適用関係が「無」から「有」になる場合や、「国会議員関係政治団体以外の政治団体」から「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」に該当することとなる場合、新たに被推薦書や国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を提出してください。また、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、「国会議員関係政治団体以外の政治団体」になる場合、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を併せて提出してください。
12. 資金管理団体の指定をしている団体で、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、公職の種類に異動が生じた場合、「資金管理団体届出事項の異動届」も併せて提出してください。
13. 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書のうち、支部を有する政党は、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出してください。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出してください。（政党の本部のみ）
14. 当該届の届出先は次のとおりです。

なお、**国会議員関係政治団体については、本庁（県選挙管理委員会）のみの受付**となります。

兵庫県選挙管理委員会：神戸市中央区下山手通5-10-1 【TEL:078-362-3101】

各県民局・県民センター政治資金規正法担当課

阪神南県民センター：尼崎市東難波町5-21-8 【TEL:06-6481-4538】

阪神北県民局：宝塚市旭町2-4-15 【TEL:0797-83-3124】

東播磨県民局：加古川市加古川町寺家町天神木97-1 【TEL:079-421-9257】

北播磨県民局：加東市社字西柿1075-2 【TEL:0795-42-9304】

中播磨県民センター：姫路市北条1-98 【TEL:079-281-9040】

西播磨県民局：赤穂郡上郡町光都2-25 【TEL:0791-58-2113】

但馬県民局：豊岡市幸町7-11 【TEL:0796-26-3616】

丹波県民局：丹波市柏原688 【TEL:0795-73-3721】

淡路県民局：洲本市塩屋2-4-5 【TEL:0799-26-2009】